

【碧南市水防計画 新旧対照表】

ページ・項	変更前（令和３年度）	変更後（令和４年度）	備考
P. 1 第１章 第２節	１０量水標等および量水標管理者（法第２条第７項、法第１２条）	１０量水標等及び量水標管理者（法第２条第７項、法第１２条）	県計画の記載に合わせ修正（表記の整理）
P. 2 第１章 第２節	１１水防協力団体（法第３６条） （追加）法人その他これに準ずるものとして国土交通省令（水防法施行規則第 １３ 条）で定める団体であって、 水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認め て、水防管理者が指定した 団体 をいう。	１１水防協力団体（法第３６条） 水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができる と認められる 法人その他これに準ずるものとして国土交通省令（水防法施行規則第２１条）で定める団体であって、水防管理者が指定した もの 。	県計画の記載に合わせ修正（表記の整理）
P. 3 第１章 第２節	※ 洪水特別警戒水位 法第１３条第１項（追加）第２項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。	※ 洪水特別警戒水位 法第１３条第１項及び第２項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。	県計画の記載に合わせ修正（表記の整理）
P. 4 第１章 第２節	２３洪水浸水想定区域（法第１４条第１項（追加）） 国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川、水位周知河川に <u>ついて、当該</u> 河川が氾濫した場合に浸水が想定されるとして指定する区域 ２４雨水出水浸水想定区域（法第１４条の２第１項（追加）） 知事又は市 町村 長が、水位周知下水道について、雨水を排除できなくなった場合又は（追加）河河川等に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定されるとして指定する区域 ２５高潮浸水想定区域（法第１４条の３第１項） 知事 は 、水位周知海岸（追加）について、高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定されるとして指定 した 区域	２３洪水浸水想定区域（法第１４条第１項・２項） 国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川、水位周知河川 その他の 河川が氾濫した場合に浸水が想定されるとして指定する区域 ２４雨水出水浸水想定区域（法第１４条の２第１項・第２項） 知事又は市長が、水位周知下水道 その他の排水施設に 雨水を排除できなくなった場合又は 当該排水施設から 河川等に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定されるとして指定する区域 ２５高潮浸水想定区域（法第１４条の３第１項） 知事 が 、水位周知海岸 その他の海岸 について、高潮によ	県計画の記載に合わせ修正 （法改正に伴う変更）

【碧南市水防計画 新旧対照表】

		る氾濫が発生した場合に浸水が想定されるとして指定する区域	
P. 4～7 第1章 第3節	1 水防管理団体等の責任 (1) 水防法上の一次的責任又は権限 水防管理団体である碧南市は次の事項によりその管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任（法第5条の水防団等の所轄に<u>かかる</u>事項を含む）を有する（法第3条）。 （略） オ 通信連絡系統を確立すること（<u>（追加）</u>法第2条第6項、<u>法第3条</u>） （略） ク 洪水浸水想定区域（近接する区域を含む）で輪中堤防等の区域であって浸水拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定すること<u>ができる</u>（法第15条の6） ツ 危険が切迫しているときに必要<u>な</u>区域の居住者（<u>追加</u>）に対<u>する</u>立退きを指示することができる。その場合<u>警察に</u>通知すること（法第29条） （略） (3) 市の責任 （略） <u>（追加）</u>	1 水防管理団体等の責任 (1) 水防法上の一次的責任又は権限 水防管理団体である碧南市は次の事項によりその管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任（法第5条の水防団等の所轄に<u>係る</u>事項を含む）を有する（法第3条）。 （略） オ 通信連絡系統を確立すること（<u>法第27条、</u>法第2条第6項） （略） ク 洪水浸水想定区域（近接する区域を含む）で輪中堤防等の区域であって浸水拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定すること（法第15条の6） ツ 危険が切迫しているときに必要<u>と認める</u>区域の居住者等に対<u>して</u>立退きを指示することができる。その場合<u>当該区域を管轄する警察署長に</u>通知すること（法第29条） （略） (3) 市の責任 （略） ウ 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表をすること（法第15条の3第3項） エ 市域内に在する河川のうち、洪水時の避難を確保	県計画の記載に 合わせ修正（表記の整理） 県計画にあわせ追記

【碧南市水防計画 新旧対照表】

	(略) (5) 市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者の責任 要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練、その他の措置に関する計画を作成すること（法第15条の3） (略) 3 （追記）	することが特に必要と認められる河川、過去の浸水状況を把握することに努め、予想される水害の危険を住民等に周知すること（法第15条の11） (略) (5) 市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者の責任 要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練、その他の措置に関する計画を作成すること（法第15条の3） (略) 3 警察官の事務 水防上緊急の必要がある場所において、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときに、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずること。（法第21条第2項）	表記の修正 県計画にあわせ追記
--	---	--	-------------------------------

【碧南市水防計画 新旧対照表】

P. 9

第2章

第2節

第二節 水防管理団体

1 水防管理団体の組織

市は法第3条、第5条の定めるところにより、水防体制を確立し、水防団（消防団）を整備する。水防団（消防団）の組織編制及び分隊区域は以下のとおり。

(1) 碧南市消防団編成表

(単位：人)

団 名	本部 分	隊 名	定 員														計	
			消 防 団						予 備 隊									
			団長	副団長	分隊長	副分隊長	隊員	田員	副隊長	副副隊長	分隊長	副分隊長	隊員	田員				
碧 南 市 消 防 団	本 部		1	1							1	8						4
	分 団	第 1 分団				1	4	3	13									17
		第 2 分団				1	4	3	13									17
		第 3 分団				1	4	3	13									17
		第 5 分団				1	4	3	13									17
		第 6 分団				1	4	3	13									17
	分 隊	第 1 分隊										1	2	3	24	16	30	30
		第 2 分隊										1	2	3	24	16	30	30
		第 3 分隊										1	2	3	24	16	30	30
		第 5 分隊										1	2	3	24	16	30	30
		第 6 分隊										1	2	3	24	16	30	30
	合 計		1	1	5	5	10	15	55	30	1	5	5	10	15	120	80	224

※ 副隊長はいずれかの分隊長を兼務する。

※ 下段は令和4年4月以降の定員数。

第二節 水防管理団体

1 水防管理団体の組織

市は法第3条、第5条の定めるところにより、水防体制を確立し、水防団（消防団）を整備する。水防団（消防団）の組織編制及び分隊区域は以下のとおり。

(1) 碧南市消防団編成表

(単位：人)

団 名	本 部 名 分 隊 名	定 員														計
		消 防 団						予 備 隊								
		団長	副団長	分団長	副分団長	班長	副班長	団長	副団長	分隊長	副分隊長	班長	副班長			
堺 市 消 防 団	本 部	1	1					1	※						4	
	分 団	第 1 分団			1	2	3	18							24	
		第 2 分団			1	2	3	18							24	
		第 3 分団			1	2	3	18							24	
		第 5 分団			1	2	3	18							24	
		第 6 分団			1	2	3	18							24	
		第 6 分団			1	2	3	18							24	
	分 隊	第 1 分隊								1	1	2	16	20		
		第 2 分隊								1	1	2	16	20		
		第 3 分隊								1	1	2	16	20		
		第 5 分隊								1	1	2	16	20		
		第 6 分隊								1	1	2	16	20		
第 6 分隊									1	1	2	16	20			
合 計	1	1	5	10	15	90	1	1	5	5	10	80	224			

※ 副隊長はいずれかの分隊長を兼務する。

※ 下段は令和5年4月以降の定員数。

碧南市各
部局にお
ける活動
の反映等
(情報の
更新等)

【碧南市水防計画 新旧対照表】

P. 14、16

第 5 章

第 1 節

1 評定基準

(1) 国管理区間

種 別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
(略)			
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるものがあり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるものがあり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障が生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所	
(略)			

(2) 県及び市管理区間

区分番号	種 別	重 要 性			選 定 理 由 (例 示)
		A 水防上最も重要な区間	B 次に重要な区間	C やや危険な区間	
(略)					

1 評定基準

(1) 国管理区間

種 別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
(略)			
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるものがあり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるものがあり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障が生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所	
(略)			

(2) 県及び市管理区間

区分番号	種 別	重 要 性			選 定 理 由 (例 示)
		A 水防上最も重要な区間	B 次に重要な区間	C やや危険な区間	
(略)					

県計画の記載に
合わせ修正
(表記の整理)

【碧南市水防計画 新旧対照表】

	2	堤防断面	一連の堤防の内、計画堤防断面に対して特に断面が狭小である箇所 または 堤防の上端幅（天端幅）が狭い箇所。（堤防断面積あるいは堤防の上端幅（天端幅）が計画の1／2以下の区間）。パラペットが設置されており、その高さが30cm以上の箇所。	一連の堤防の内、計画堤防断面に対して断面が狭小である箇所 または 堤防の上端幅（天端幅）が狭い箇所。（堤防断面積あるいは堤防の上端幅（天端幅）が計画の2／3以下の区間）。パラペットが設置されており、その高さが30cm未満の箇所。	・堤防断面不足 ・堤防の上端幅（天端幅）不足 ・パラペット
			(略)		
	2	堤防断面	一連の堤防の内、計画堤防断面に対して特に断面が狭小である箇所 又は 堤防の上端幅（天端幅）が狭い箇所。（堤防断面積あるいは堤防の上端幅（天端幅）が計画の1／2以下の区間）。パラペットが設置されており、その高さが30cm以上の箇所。	一連の堤防の内、計画堤防断面に対して断面が狭小である箇所 又は 堤防の上端幅（天端幅）が狭い箇所。（堤防断面積あるいは堤防の上端幅（天端幅）が計画の2／3以下の区間）。パラペットが設置されており、その高さが30cm未満の箇所。	・堤防断面不足 ・堤防の上端幅（天端幅）不足 ・パラペット
			(略)		

【碧南市水防計画 新旧対照表】

P. 19-24 第6章 第1節	1 気象、高潮及び洪水についての予報・警報（名古屋地方気象台発表） 水防に関する気象、高潮及び洪水の注意報・警報は「注意報」は大雨等の気象現象により災害が起こるおそれのあるとき、「警報」は重大な災害が起こるおそれのあるとき、「特別警報」は重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に、名古屋地方気象台から発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫等については、実際に危険度が高まっている場所が「(追加)危険度分布(追加)」等で発表される。さらに、現象の予告的情報や補完的情報等として気象情報が発表されることがある。 （略） (4) 大雨警報 大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。(追加)大雨警報（土砂災害）は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。 (5) 高潮警報 台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。各市町村の海岸における潮位予測を基に発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難行動の確認が必要とされる警戒レ	1 気象、高潮及び洪水についての予報・警報（名古屋地方気象台発表） 水防に関する気象、高潮及び洪水の注意報・警報は「注意報」は大雨等の気象現象により災害が起こるおそれのあるとき、「警報」は重大な災害が起こるおそれのあるとき、「特別警報」は重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に、名古屋地方気象台から発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫等については、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル（警報の危険度分布）」等で発表される。さらに、現象の予告的情報や補完的情報等として気象情報が発表されることがある。 （略） (4) 大雨警報 大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。 (5) 高潮警報 台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。各市町村の海岸における潮位予測を基に発表される。危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。	県計画の記載に 合わせ修 正、追記 （表記 の整理）
---------------------------------	---	---	---

	ベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。 (6) 洪水警報 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の (追加) 避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。 (7) 大雨特別警報 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当する。 (8) 高潮特別警報 台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 (追加) 避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。	(6) 洪水警報 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。 (7) 大雨特別警報 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当する。 (8) 高潮特別警報 台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。
--	---	--

【碧南市水防計画 新旧対照表】

	(9) 気象情報 ア 「全般気象情報（気象庁発表）、東海地方気象情報、愛知県気象情報」…気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。 （追加） イ 「記録的短時間大雨情報」（気象庁発表）…愛知県内で、大雨警報発表中に（追加）数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨（追加）を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生危険度が高まっている場所については、（追加）警報の危険度分布を確認する必要がある。（追加）発表基準は、1時間雨量100mm（追加）である。	(9) 気象情報 ア 「全般気象情報（気象庁発表）、東海地方気象情報、愛知県気象情報」…気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。 大雨による災害発生危険度が高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する愛知県気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表される。 イ 「記録的短時間大雨情報」（気象庁発表）…愛知県内で、大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクルの「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生危険度が高まっている場所については、「キキクル（警報の危険度分布）」を確認する必要がある。愛知県の雨量による発表基準は、1時間雨量100mm以上の降水が観測又は解析されたときである。
--	---	---

【碧南市水防計画 新旧対照表】

	ウ 「土砂災害警戒情報」(愛知県・名古屋地方気象台共同発表)…大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示等の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村(*)を特定して警戒を呼びかける情報で、愛知県と名古屋地方気象台から共同で発表される。土砂災害警戒情報が発表された市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は(追加)大雨警報(土砂災害)の危険度分布(追加)で確認することができる。(追加)避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。 (略) (10) (追加)大雨警報・洪水警報の危険度分布(追加)					
	<table><tr><th>種 類</th><th>概 要</th></tr><tr><td>(追加) 大雨警報 (土砂災害の危険度分布 (土砂災害警戒判定メッシュ情報) (追加)</td><td>大雨による土砂災害発生危険度の高まり(追加)を、地図上で 1 k m 四方の領域(メッシュ)ごとに 5 段階に色分けして示す情報。土壌雨量指数等の 2 時間先までの土壌雨量指数等の 2 時間先までの予測値を用いて危険度を表示する。常時 1 0 分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、どこで危険度が高まっているかを面的に確認することができる。</td></tr></table>	種 類	概 要	(追加) 大雨警報 (土砂災害の危険度分布 (土砂災害警戒判定メッシュ情報) (追加)	大雨による土砂災害発生危険度の高まり(追加)を、地図上で 1 k m 四方の領域(メッシュ)ごとに 5 段階に色分けして示す情報。土壌雨量指数等の 2 時間先までの土壌雨量指数等の 2 時間先までの予測値を用いて危険度を表示する。常時 1 0 分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、どこで危険度が高まっているかを面的に確認することができる。	
種 類	概 要					
(追加) 大雨警報 (土砂災害の危険度分布 (土砂災害警戒判定メッシュ情報) (追加)	大雨による土砂災害発生危険度の高まり(追加)を、地図上で 1 k m 四方の領域(メッシュ)ごとに 5 段階に色分けして示す情報。土壌雨量指数等の 2 時間先までの土壌雨量指数等の 2 時間先までの予測値を用いて危険度を表示する。常時 1 0 分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、どこで危険度が高まっているかを面的に確認することができる。					

	ウ 「土砂災害警戒情報」(愛知県・名古屋地方気象台共同発表)…大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村(*)を特定して警戒を呼びかける情報で、愛知県と名古屋地方気象台から共同で発表される。土砂災害警戒情報が発表された市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。 (略) (10) キキクル(大雨警報・洪水警報の危険度分布)等の種類と概要	表記の修正				
	<table><tr><th>種 類</th><th>概 要</th></tr><tr><td>土砂キキクル(大雨警報 (土砂災害の危険度分布 (土砂災害警戒判定メッシュ情報)</td><td>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で 1 k m 四方の領域(メッシュ)ごとに 5 段階に色分けして示す情報。土壌雨量指数等の 2 時間先までの土壌雨量指数等の 2 時間先までの予測値を用いて危険度を表示する。常時 1 0 分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、どこで危険度が高まっているかを面的に確認することができる。</td></tr></table>	種 類	概 要	土砂キキクル(大雨警報 (土砂災害の危険度分布 (土砂災害警戒判定メッシュ情報)	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で 1 k m 四方の領域(メッシュ)ごとに 5 段階に色分けして示す情報。土壌雨量指数等の 2 時間先までの土壌雨量指数等の 2 時間先までの予測値を用いて危険度を表示する。常時 1 0 分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、どこで危険度が高まっているかを面的に確認することができる。	県計画にあわせ修正、追記
種 類	概 要					
土砂キキクル(大雨警報 (土砂災害の危険度分布 (土砂災害警戒判定メッシュ情報)	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で 1 k m 四方の領域(メッシュ)ごとに 5 段階に色分けして示す情報。土壌雨量指数等の 2 時間先までの土壌雨量指数等の 2 時間先までの予測値を用いて危険度を表示する。常時 1 0 分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、どこで危険度が高まっているかを面的に確認することができる。					

【碧南市水防計画 新旧対照表】

		・ 「非常に危険」(うす紫)、「極めて危険」(濃い紫)：警戒レベル 3 に相当。 ・ 「警戒」(赤)：高齢者等の(追加)避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 ・ 「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、(追加)自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。	ユ情報))) ※	・ 「非常に危険」(うす紫)：危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。 ・ 「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 ・ 「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。	
	(追加) 大雨警報 (浸水害) の危険度 分布 (追加)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まり(追加)を、地図上で 1 k m 四方の領域(メッシュ)ごとに 5 段階に色分けして示す情報。11 時間先までの表面雨量指数の予測値を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときには、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。		浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1 k m 四方の領域(メッシュ)ごとに 5 段階に色分けして示す情報。11 時間先までの表面雨量指数の予測値を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときには、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
	(追加) 洪水警報の危険度分布 (追加)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まり(追加)を、地図上で河川流路を概ね 1 k m ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測値を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表され		洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1 k m ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測値を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表された

【碧南市水防計画 新旧対照表】

たときには、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

・ 「非常に危険」(うす紫)：(追加) 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

・ 「警戒」(赤)：高齢者等(追加) 避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

・ 「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

(追加)

(略)

(別表1) 大雨警報基準

市町村等をまとめた地域	市町村名	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
西三河南部	碧南市	23	150

(略)

(別表3) 大雨注意報基準

市町村等をまとめた地域	市町村名	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
西三河南部	碧南市	13	106

ときには、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

・ 「非常に危険」(うす紫)：危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

・ 「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

・ 「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

※「極めて危険」(濃い紫)：警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用

(略)

(別表1) 大雨警報基準

市町村等をまとめた地域	市町村名	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
西三河南部	碧南市	23	161

(略)

(別表3) 大雨注意報基準

市町村等をまとめた地域	市町村名	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
西三河南部	碧南市	13	109

(警報等の発表基準の変更)

【碧南市水防計画 新旧対照表】

(略)				(略)			
(別表 5) 高潮警報基準				(別表 5) 高潮警報基準			
市町村等を まとめた地域		市町村名	警報基準 (標高m)	市町村等を まとめた地域		市町村名	警報基準 (標高m)
西三河南部		碧南市	2.2 (追加)	西三河南部		碧南市	2.2*
(追加)				*愛知県が定める基準水位観測所における高潮特別警戒 水位への潮位の到達状況を考慮して、これによらず高潮警 報を発表する場合があります。			
(略)				(略)			
(別表 7) 大雨・高潮特別警報基準				(別表 7) 大雨・高潮特別警報基準			
現象の 種類	特別 警報 の 基準	特別警報の指標	碧南市 にお ける 50年 に一度 の値	現象の 種類	特別 警報 の 基準	特別警報の指標	碧南市 にお ける 50年 に一度 の値
大雨特 別警報 集中豪 雨により 数十年に 一度	台風や 集中豪 雨により 数十年に 一度	「数十年に一度」の現象に相当する指標は以下に記載する。 大雨特別警報（警戒レベル5相当）の指標 確率値を用いた場合（浸水害） 1 以下①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続くと予想される地域の中で、(追加) 危険度分布 (追加) で5段階のうち最大の危険度が出現している市町村等に大雨特別警報（浸水害）※+を発表する。 ① 48時間降水量及び土壌雨量指数※2において、50年に一度の値を超過した5km格子が、共に50格子以上まとまって出現。 ② 3時間降水量及び土壌雨量指数※2において、50年に一度の値を超過した5km格子が、共に10格子以上	48時間 雨量 =428mm 3時間 雨量 =169mm 土壌雨量 指数 =265 ※特別 警報は 50年に 一度の 値を超	大雨特 別警報 集中豪 雨により 数十年に 一度	台風や 集中豪 雨により 数十年に 一度	「数十年に一度」の現象に相当する指標は以下に記載する。 大雨特別警報（警戒レベル5相当）の指標 確率値を用いた場合（浸水害） 1 以下①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続くと予想される地域の中で、浸水キキクル（危険度分布）又は洪水キキクル（危険度分布）で5段階のうち最大の危険度が出現している市町村等に大雨特別警報（浸水害）を発表する。 ① 48時間降水量及び土壌雨量指数※1において、50年に一度の値を超過した5km格子が、共に50格子以上まとまって出現。 ② 3時間降水量及び土壌雨量指数※1において、50年に一度の値を超過した5km格子が、共に10格子以上まとまって出現（ただし、3時間降水量が150	48時間 雨量 =428mm 3時間 雨量 =169mm 土壌雨量 指数 =265 ※特別 警報は 50年に 一度の 値を超

【碧南市水防計画 新旧対照表】

警報（土砂災害）	度の降雨量となる大雨が予想される場合 まとまって出現（ただし、3時間降水量が150mm^{※3}以上となったを越える格子のみをカウント対象とする）。 指数を用いた場合（土砂災害） 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数^{※2}の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨^{※4}がさらに降り続けると予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表する。 ※1 当該地域の中で、大雨警報（浸水害）の危険度分布又は、洪水警報の危険度分布において最大危険度が出現している市町村等には大雨特別警報（浸水害）を発表。 ※2 土壌雨量指数：降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを数値化したもの。 ※3 3時間降水量150mm：1時間50mmの雨（滝のようにゴーゴー降る、非常に激しい雨）が3時間続くことに相当。 ※4（追加） 1時間に概ね30mm以上の雨。 （略）	過する領域が府県予報区程度の広がりをもつ現象を対象としているため、碧南市が上記の値を超えることのみで特別警報は発表されることはない。
（略）	（略） 別表1～別表4 大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方 (1) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準*は、市の域内において単一の値をとる。 (2) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準*は1km四方毎に設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、市の域内	（略）
報（土砂災害）	の降雨量となる大雨が予想される場合 mm^{※2}以上となった格子のみをカウント対象とする）。 指数を用いた場合（土砂災害） 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数^{※1}の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨^{※3}がさらに降り続けると予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表する。 ※1 土壌雨量指数：降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを数値化したもの。 ※2 3時間降水量150mm：1時間50mmの雨（滝のようにゴーゴー降る、非常に激しい雨）が3時間続くことに相当。 ※3 激しい雨：1時間に概ね30mm以上の雨。 （略）	領域が府県予報区程度の広がりをもつ現象を対象としているため、碧南市が上記の値を超えることのみで特別警報は発表されることはない。
（略）	（略） 別表1～別表4 大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方 (1) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準*は、市の域内において単一の値をとる。 (2) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準*は1km四方毎に設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、市の域内	（略）

【碧南市水防計画 新旧対照表】

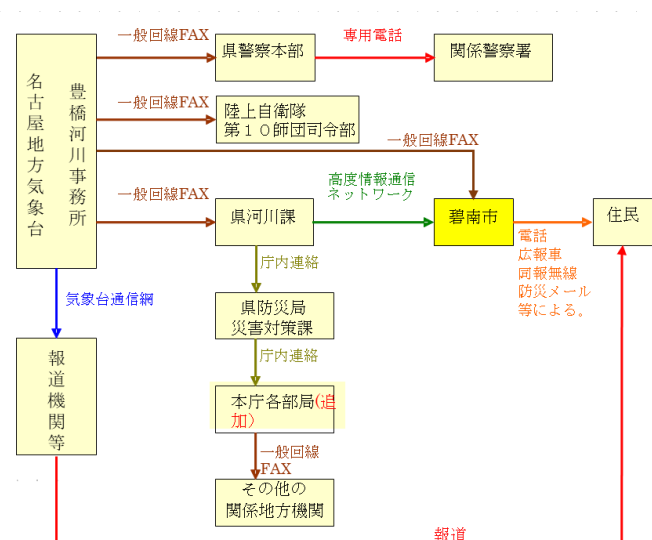
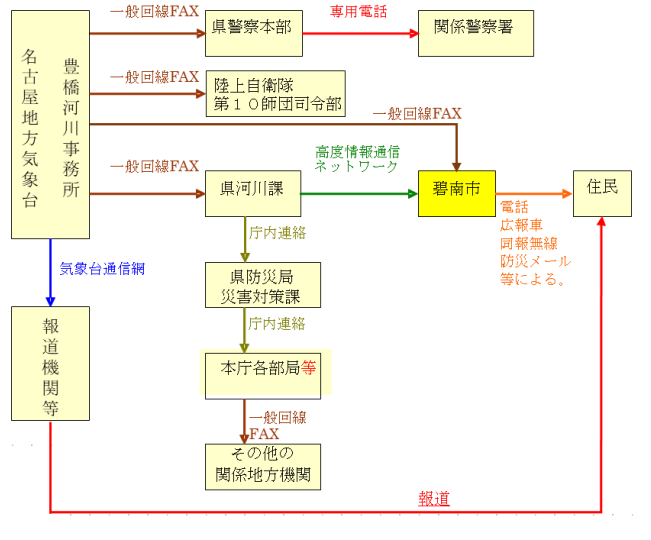
	における基準の最低値を示す。 (3) 洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数*30 以上」を意味する。 (4) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、別表 2 及び 4 の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示す。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表す。 (5) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示す。 (6) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川[△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報、または氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。		における基準の最低値を示す。 (3) 洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数*30 以上」を意味する。 (4) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、別表 2 及び 4 の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示す。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表す。 (5) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示す。 (6) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川[△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報、又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。	表記の修正
P. 29、30 第 6 章 第 2 節	1 気象、高潮及び洪水に関する予報・警報伝達系統図		1 気象、高潮及び洪水に関する予報・警報伝達系統図	県計画の記載に 合わせ修正（警報 等伝達系統の変 更）

【碧南市水防計画 新旧対照表】

	(略) 2 津波警報等の伝達系統図 ※ 緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。 愛知県から市、市から住民への経路及び日本放送協会名古屋放送局から住民への経路は、特別警報が発表された際に、通知又は周知の措置が義務づけられている。							
P32 第7章 第3節	1 水防警報の対象水位（潮位）観測所及び発表基準 （1）国土交通大臣が水防警報を行う河川 （略） イ 津波に関するもの （ア）発表の種類、内容、発表基準 <table><tr><th>種類</th><th>内 容</th><th>発 表 基 準</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	種類	内 容	発 表 基 準				
種類	内 容	発 表 基 準						
	(略) 2 津波警報等の伝達系統図 ※ 緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。 愛知県から市、市から住民への経路及び日本放送協会名古屋放送局から住民への経路は、特別警報が発表された際に、通知又は周知の措置が義務づけられている。							
	1 水防警報の対象水位（潮位）観測所及び発表基準 （1）国土交通大臣が水防警報を行う河川 （略） イ 津波に関するもの （ア）発表の種類、内容、発表基準 <table><tr><th>種類</th><th>内 容</th><th>発 表 基 準</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	種類	内 容	発 表 基 準				表記の整理
種類	内 容	発 表 基 準						

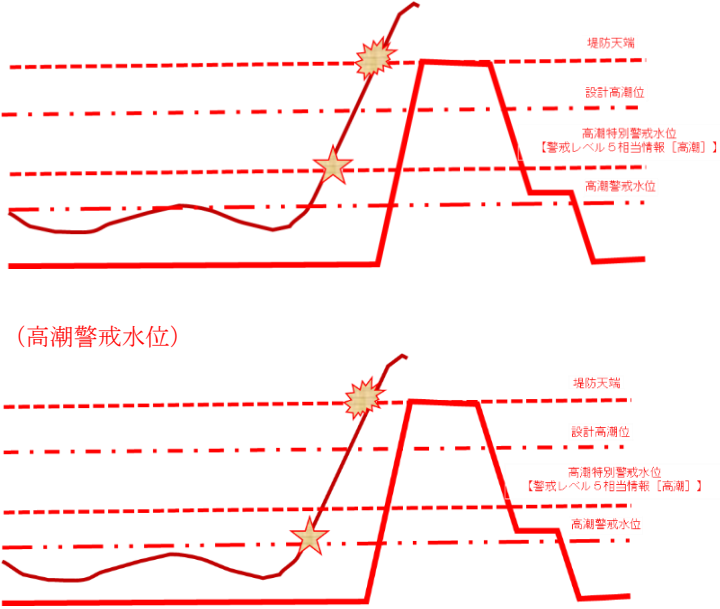
【碧南市水防計画 新旧対照表】

	<table><tr><td>情報収集</td><td>水防団員の安全を確保した上で水防活動に備えて津波発生の有無、津波到達時刻等を情報収集するもの。</td><td>地震発生により津波到来の恐れが否定できないとき。</td></tr><tr><td>出動</td><td>水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。</td><td>伊勢・三河湾の津波警報、津波注意報が解除された場合。ただし、津波警報から津波注意報に切り替わった場合で、水防作業が安全に行える状態で、かつ、必要と認めるときは発表することができる。</td></tr><tr><td>解除</td><td>水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。</td><td>巡視等により被害が確認されなかったとき、または水防作業が終了したとき等、水防作業を必要とする河川（又は海岸）状況が解消したと認める場合。</td></tr></table> 注）津波到達時間が短い場合、津波到達までに水防警報が発表できない場合が想定されるため、津波警報が発表されている間であって、水防警報が通知されるまでの間においては、水防管理者は、水防団員の安全を確保する措置を取ること。 (略)	情報収集	水防団員の安全を確保した上で水防活動に備えて津波発生の有無、津波到達時刻等を情報収集するもの。	地震発生により津波到来の恐れが否定できないとき。	出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	伊勢・三河湾の津波警報、津波注意報が解除された場合。ただし、津波警報から津波注意報に切り替わった場合で、水防作業が安全に行える状態で、かつ、必要と認めるときは発表することができる。	解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	巡視等により被害が確認されなかったとき、 または 水防作業が終了したとき等、水防作業を必要とする河川（又は海岸）状況が解消したと認める場合。							
情報収集	水防団員の安全を確保した上で水防活動に備えて津波発生の有無、津波到達時刻等を情報収集するもの。	地震発生により津波到来の恐れが否定できないとき。															
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	伊勢・三河湾の津波警報、津波注意報が解除された場合。ただし、津波警報から津波注意報に切り替わった場合で、水防作業が安全に行える状態で、かつ、必要と認めるときは発表することができる。															
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	巡視等により被害が確認されなかったとき、 または 水防作業が終了したとき等、水防作業を必要とする河川（又は海岸）状況が解消したと認める場合。															
P. 35、36 第 8 章 第 4 節	第四節 洪水予報の種類等と発表基準（矢作川） (略) <table><tr><td rowspan="3">洪水警報</td><td>氾濫警戒情報 【警戒レベル3 相当情報（洪水）】</td><td> ・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。 ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）。 ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）。 </td></tr><tr><td>氾濫危険情報 【警戒レベル4 相当情報（洪水）】</td><td>(追加) ・ 氾濫危険水位に到達したとき。 ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき。 </td></tr><tr><td>氾濫発生情報 【警戒レベル5 相当情報（洪水）】</td><td> ・ 氾濫が発生したとき。 ・ 氾濫が継続しているとき。 </td></tr></table>	洪水警報	氾濫警戒情報 【警戒レベル3 相当情報（洪水）】	・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。 ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）。 ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）。	氾濫危険情報 【警戒レベル4 相当情報（洪水）】	(追加) ・ 氾濫危険水位に到達したとき。 ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき。	氾濫発生情報 【警戒レベル5 相当情報（洪水）】	・ 氾濫が発生したとき。 ・ 氾濫が継続しているとき。	第四節 洪水予報の種類等と発表基準（矢作川） (略) <table><tr><td rowspan="3">洪水警報</td><td>氾濫警戒情報 【警戒レベル3 相当情報（洪水）】</td><td> ・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。 ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）。 ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）。 </td></tr><tr><td>氾濫危険情報 【警戒レベル4 相当情報（洪水）】</td><td> ・ 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・ 氾濫危険水位に到達したとき。 ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき。 </td></tr><tr><td>氾濫発生情報 【警戒レベル5 相当情報（洪水）】</td><td> ・ 氾濫が発生したとき。 ・ 氾濫が継続しているとき。 </td></tr></table>	洪水警報	氾濫警戒情報 【警戒レベル3 相当情報（洪水）】	・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。 ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）。 ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）。	氾濫危険情報 【警戒レベル4 相当情報（洪水）】	・ 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・ 氾濫危険水位に到達したとき。 ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき。	氾濫発生情報 【警戒レベル5 相当情報（洪水）】	・ 氾濫が発生したとき。 ・ 氾濫が継続しているとき。	県計画の記載に 合わせ修正 (洪水予報等の見直しに伴う変更)
洪水警報	氾濫警戒情報 【警戒レベル3 相当情報（洪水）】		・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。 ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）。 ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）。														
	氾濫危険情報 【警戒レベル4 相当情報（洪水）】		(追加) ・ 氾濫危険水位に到達したとき。 ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき。														
	氾濫発生情報 【警戒レベル5 相当情報（洪水）】	・ 氾濫が発生したとき。 ・ 氾濫が継続しているとき。															
洪水警報	氾濫警戒情報 【警戒レベル3 相当情報（洪水）】	・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。 ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）。 ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）。															
	氾濫危険情報 【警戒レベル4 相当情報（洪水）】	・ 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・ 氾濫危険水位に到達したとき。 ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき。															
	氾濫発生情報 【警戒レベル5 相当情報（洪水）】	・ 氾濫が発生したとき。 ・ 氾濫が継続しているとき。															

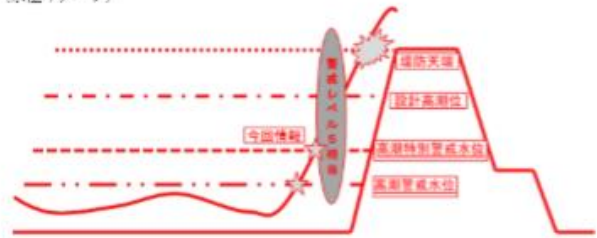
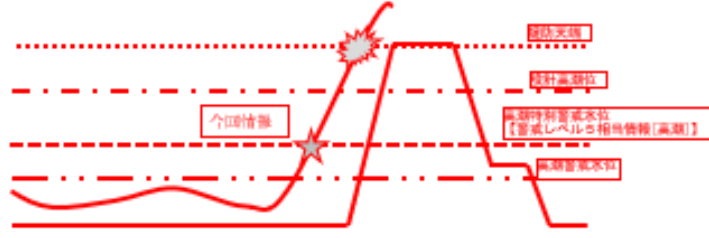
第 5 節	第五節 洪水予報伝達系統 1 国土交通大臣が指定した河川 (矢作川) 	第五節 洪水予報伝達系統 1 国土交通大臣が指定した河川 (矢作川) 
P. 38 第 9 章 第 1 節	第一節 意義 1 河川の水位情報の周知 国土交通大臣 または 知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により重大又は相当な損害が生ずるおそれがあるものとして指定した河川（水位周知河川）について、洪水特別警戒水位等を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を関係者（知事、水防管理者、量水標管理者）に通知するとともに、一般に周知させるもの（法第 13 条第 1 項・第 2 項・第 3 項）	第一節 意義 1 河川の水位情報の周知 国土交通大臣 又は 知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により重大又は相当な損害が生ずるおそれがあるものとして指定した河川（水位周知河川）について、洪水特別警戒水位等を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を関係者（知事、水防管理者、量水標管理者）に通知するとともに、一般に周知させるもの（法第 13 条第 1 項・第 2 項・第 3 項）

県計画
の記載に
合わせ修
正（表記
の整理）

【碧南市水防計画 新旧対照表】

P. 39 第 9 章 第 3 節	第三節 水位情報周知を行う水位観測所における基準水位 1 知事が指定した海岸 (略) (追加)	第三節 水位情報周知を行う水位観測所における基準水位 1 知事が指定した海岸 (略) 高潮特別警戒水位及び高潮警戒水位のイメージ (高潮特別警戒水位)  (高潮警戒水位) (略)	県計画 の記載に 合わせ修 正（様式 の修正）
P. 41-43 第 9 章 第 5 節	第五節 水位情報等発表文例	第五節 水位情報等発表文例	県計画 の記載に 合わせ修 正（様式 の修正）

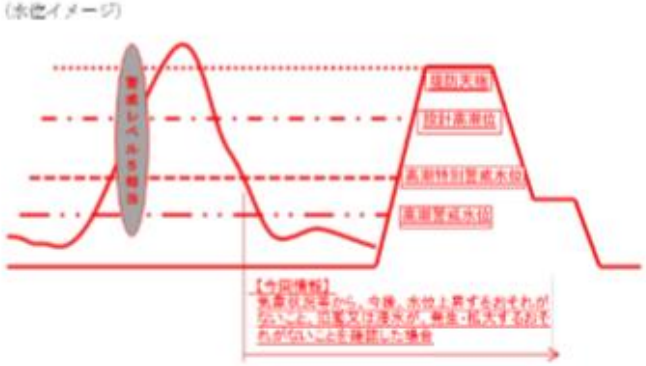
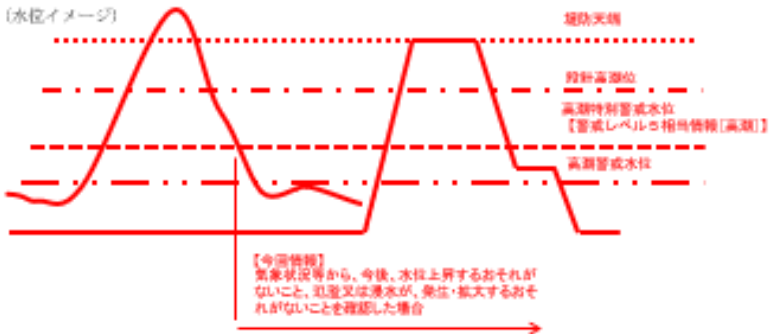
【碧南市水防計画 新旧対照表】

	三河湾・伊勢湾沿岸 高潮氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報[高潮]) 令和〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 愛知県建設局河川課 【本文】 【警戒レベル5相当情報[高潮]】三河湾・伊勢湾沿岸は、〇〇時〇〇分に、天白川河口水位観測所で、高潮特別警戒水位(高潮氾濫発生情報発表基準)TP2.3mに達しました。 各地とも厳重な警戒をしてください。 (注)本書は、三河湾・伊勢湾沿岸で水防法第13条の3の規定に基づき、高潮特別警戒水位に到達した旨を、愛知県知事(愛知県建設局河川課長)から水防管理団体(市町村等)及び関係機関に対して通知するとともに、同法第13条の4の規定に基づき、同旨を関係市町村長に対して通知するものです。 (参考) 三河湾・伊勢湾沿岸 天白川河口水位観測所(東海市南菜田町) 高潮特別警戒水位 TP2.3m (水位イメージ)  (問い合わせ先) 愛知県建設局河川課 電話 052-954-6552	三河湾・伊勢湾沿岸 高潮氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報[高潮]) 令和〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 愛知県建設局河川課 【本文】 【警戒レベル5相当情報[高潮]】三河湾・伊勢湾沿岸は、〇〇時〇〇分に、天白川河口水位観測所で、高潮特別警戒水位(高潮氾濫発生情報発表基準)TP2.3mに達しました。 各地とも厳重な警戒をしてください。 (注)本書は、三河湾・伊勢湾沿岸で水防法第13条の3の規定に基づき、高潮特別警戒水位に到達した旨を、愛知県知事(愛知県建設局河川課長)から水防管理団体(市町村等)及び関係機関に対して通知するとともに、同法第13条の4の規定に基づき、同旨を関係市町村長に対して通知するものです。 (参考) 三河湾・伊勢湾沿岸 天白川河口水位観測所(東海市南菜田町) 高潮特別警戒水位 TP2.3m (水位イメージ)  (問い合わせ先) 愛知県建設局河川課 電話 052-954-6552
--	---	---

【碧南市水防計画 新旧対照表】

	三河湾・伊勢湾沿岸 高潮警戒情報 令和〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 愛知県建設局河川課 【本文】 三河湾・伊勢湾沿岸は、〇〇時〇〇分に、一色水位観測所で、高潮警戒水位 TP1.9m に達しました。 各地とも水位を注視し警戒をしてください。 (注)本書は、三河湾・伊勢湾沿岸で高潮警戒水位に到達した旨を、愛知県知事(愛知県建設局河川課長)から水防管理団体(市町村等)、関係機関及び関係市町村長に対して情報提供するものです。 (参考) 三河湾・伊勢湾沿岸 一色水位観測所 (西尾市一色町) 高潮警戒水位 TP1.9m (水位イメージ) (問い合わせ先) 愛知県建設局河川課 電話 052-954-6552	三河湾・伊勢湾沿岸 高潮警戒情報 令和〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 愛知県建設局河川課 【本文】 三河湾・伊勢湾沿岸は、〇〇時〇〇分に、一色水位観測所で、高潮警戒水位 TP1.9m に達しました。、 各地とも水位を注視し警戒をしてください。、 (注)本書は、三河湾・伊勢湾沿岸で高潮警戒水位に到達した旨を、愛知県知事(愛知県建設局河川課長)から水防管理団体(市町村等)、関係機関及び関係市町村長に対して情報提供するものです。 (参考) 三河湾・伊勢湾沿岸 一色水位観測所 (西尾市一色町) 高潮警戒水位 TP1.9m (水位イメージ) (問い合わせ先) 愛知県建設局河川課 電話 052-954-6552
--	---	---

【碧南市水防計画 新旧対照表】

三河湾・伊勢湾沿岸 高潮氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報[高潮]) 解除 令和〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 愛知県建設局河川課 【本文】 【警戒レベル5相当情報[高潮] 解除】三河湾・伊勢湾沿岸は、〇〇時〇〇分に、天白川河口水位観測所で、高潮特別警戒水位(高潮氾濫発生情報発表基準)TP2.3mを下回りました。 (注)本書は、三河湾・伊勢湾沿岸で高潮特別警戒水位を下回り、今後、気象状況等から水位上昇するおそれがない旨を、愛知県知事(愛知県建設局河川課長)から水防管理団体(市町村等)、関係機関及び関係市町村長に対して通知するものです。 (参考) 三河湾・伊勢湾沿岸 天白川河口水位観測所(東海市南栄田町) 高潮特別警戒水位 TP2.30m (水位イメージ)  【今回情報】 気象状況等から、今後、水位上昇するおそれがないこと、氾濫又は浸水が、発生・拡大するおそれがないことを確認した場合 (問い合わせ先) 愛知県建設局河川課 電話 052-954-6552	三河湾・伊勢湾沿岸 高潮氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報[高潮]) 解除 令和〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 愛知県建設局河川課 【本文】 【警戒レベル5相当情報[高潮] 解除】三河湾・伊勢湾沿岸は、〇〇時〇〇分に、天白川河口水位観測所で、高潮特別警戒水位(高潮氾濫発生情報発表基準)TP2.3mを下回りました。 (注)本書は、三河湾・伊勢湾沿岸で高潮特別警戒水位を下回り、今後、気象状況等から水位上昇するおそれがない旨を、愛知県知事(愛知県建設局河川課長)から水防管理団体(市町村等)、関係機関及び関係市町村長に対して通知するものです。 (参考) 三河湾・伊勢湾沿岸 天白川河口水位観測所(東海市南栄田町) 高潮特別警戒水位 TP2.30m (水位イメージ)  【今回情報】 気象状況等から、今後、水位上昇するおそれがないこと、氾濫又は浸水が、発生・拡大するおそれがないことを確認した場合 (問い合わせ先) 愛知県建設局河川課 電話 052-954-6552
---	---

【碧南市水防計画 新旧対照表】

P. 45-47 第 10 章 第 1 節	2 愛知県水防テレメータシステム (略) (愛知県水防テレメータシステムの他に、危機管理型水位計を17 3局設置している。) (略)	2 愛知県水防テレメータシステム (略) (愛知県水防テレメータシステムの他に、危機管理型水位計を 1 8 0 基設置している。) (略)	県計画に 合わせ修 正（危機 管理型水 位計の追 加）
-----------------------------	--	---	--

4 愛知県水防データベースシステム水位観測局

★は水防警報(水位周知)基準観測局及び基準水位を表す。

(略)

水系	河川名	観測所名	距離	所管	所在地	単位	河床高	標高	第一基準 ★水防用 待機水位	第二基準 ★氾濫 注意水位	第三基準 ★出排水 位	★避難利 断水位	★氾濫 危険水位	堤防高
河川三	荒瀬川	荒瀬川	0/200	治 政	碧南市戸町3丁目50番地先	TPm	-4.30	0.00	—	—	—	—	(3.65)	4.00
		荒瀬川	0/600		碧南市丸山町1丁目34番地	TPm			(0.30)	(0.30)			(1.40)	
		荒瀬川	0/600		碧南市丸山町1丁目34番地	TPm			(1.10)	(1.10)			(3.65)	
		荒瀬川	2/000		碧南市金山町2丁目1番13番地	TPm	-4.00	0.00	—	—	—	—	(1.40)	3.00
河川三	荒瀬川	荒瀬川	8/600	知政	安城市東町大蔵1番5地先	河床m	0.17 TP 5.17m	5.00	(1.85) TP 6.85m	(2.45) TP 7.45m	(2.85) TP 7.85m	—	(3.55) TP 8.55m	4.70 TP 9.70m
		荒瀬川	13/650	西三河	岡崎市豊神町幸下川田	TPm	9.41	0.00	—	—	—	—	—	12.00
		荒瀬川	2/700	知政	碧南市中江町5丁目68,78番地	TPm	-2.00	0.00					(0.40)	
河川	荒瀬川	荒瀬川	2/630	知政	碧南市中江町5丁目68,78番地	TPm	-2.50	0.00					(3.65)	

4 愛知県水防データベースシステム水位観測局

★は水防警報(水位周知)基準観測局及び基準水位を表す。

(略)

水系	河川名	観測所名	距離	所管	所在地	単位	河床高	標高	第一基準 ★水防用 待機水位	第二基準 ★氾濫 注意水位	第三基準 ★出排水 位	★避難利 断水位	★氾濫 危険水位	堤防高
河川三	荒瀬川	荒瀬川	0/200	知 政	碧南市戸町3丁目50番地先	TPm	-4.30	0.00	—	—	—	—	(3.65)	4.00
		荒瀬川	0/600		碧南市丸山町1丁目34番地	TPm			(0.30)	(0.30)			(1.40)	
		荒瀬川	0/600		碧南市丸山町1丁目34番地	TPm			(1.10)	(1.10)			(3.65)	
		荒瀬川	2/000		碧南市金山町2丁目1番13番地	TPm	-4.00	0.00	—	—	—	—	(1.40)	3.00
河川三	荒瀬川	荒瀬川	8/600	知政	安城市東町大蔵1番5地先	河床m	0.17 TP 5.17m	5.00	(1.85) TP 6.85m	(2.45) TP 7.45m	(2.85) TP 7.85m	—	(3.55) TP 8.55m	4.70 TP 9.70m
		荒瀬川	13/650	西三河	岡崎市豊神町幸下川田	TPm	9.41	0.00	—	—	—	—	—	12.00
		荒瀬川	2/700	知政	碧南市中江町5丁目68,78番地	TPm	-2.00	0.00					(0.40)	
河川	荒瀬川	荒瀬川	2/630	知政	碧南市中江町5丁目68,78番地	TPm	-2.50	0.00					(3.65)	

【碧南市水防計画 新旧対照表】

	6 危機管理型水位計 (1) 概要 洪水時のみの水位観測に特化し、機器の小型化や通信機器等のコストを低減した水位計。 水位情報は、一般財団法人河川情報センターウェブサイト「川の水位情報」(https://k.river.go.jp/)に掲載する。〔水位計173基〕（令和3年4月1日現在） (略)	6 危機管理型水位計 (1) 概要 洪水時のみの水位観測に特化し、機器の小型化や通信機器等のコストを低減した水位計。 水位情報は、一般財団法人河川情報センターウェブサイト「川の水位情報」(https://k.river.go.jp/)に掲載する。〔水位計180基〕（令和4年4月1日現在） (略)	
P. 51 第10章 第3節	4 津波における留意事項 (略) 従って、水防活動及び水防団（消防団）員地震の避難に利用可能な時間は異なる。 遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能ながある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団（消防団）員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。 従って、あくまでも水防団（消防団）員自身の避難時間を確保した上で、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。 5 安全配慮 洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団(追加)（消防団）自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。	4 津波における留意事項 (略) したがって、水防活動及び水防団（消防団）員自身の避難に利用可能な時間は異なる。 遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能ながある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団（消防団）員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。 したがって、あくまでも水防団（消防団）員自身の避難時間を確保した上で、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。 5 安全配慮 洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団員（消防団）自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。	県計画の記載に 合わせ修正

【碧南市水防計画 新旧対照表】

P54、56、59 第10章 第4節	1 水門、樋門、防潮扉 (略) (2) 水門、樋門及び陸閘の運用規程 (抜粋) (略) (施設の操作の訓練) 第7条 操作規則第七条第一項に規定する施設の操作の訓練の内容は、操作の確実性、迅速性の向上や、操作、退避ルールが実態に即したものとなっているかの検証に資する内容とし、具体的な内容は、想定事象（津波発生時、高潮時等）を踏まえた訓練毎の実施計画によるものとする。 2 知事は、前項に規定する訓練や次条第一項に規定する点検等の機会を活用して、操作員に対して平常時から操作の方法、安全確保にかかる事項等の周知に努めるものとする。 3 第一項に規定する訓練等により、津波等の被害の防止又は操作員の安全確保のために必要があると認める場合は、本運用規程を変更するものとする。 (略) (略) (5) 沢渡川合流樋管の運用規程 (抜粋) (略) (施設の操作の訓練) 第5条 施設の操作の訓練の内容は、操作の確実性、迅速性の向上や、操作、退避ルールが実態に即したものとなっているかの検証に資する内容とし、具体的な内容は、想定事象（洪水時）を踏まえた訓練毎の実施計画によるものとする。 2 知事は、前項に規定する訓練や次条第一項に規定する点検等の	1 水門、樋門、防潮扉 (略) (2) 水門、樋門及び陸閘の運用規程 (抜粋) (略) (施設の操作の訓練) 第7条 操作規則第七条第一項に規定する施設の操作の訓練の内容は、操作の確実性、迅速性の向上や、操作、退避ルールが実態に即したものとなっているかの検証に資する内容とし、具体的な内容は、想定事象（津波発生時、高潮時等）を踏まえた訓練毎の実施計画によるものとする。 2 知事は、前項に規定する訓練や次条第一項に規定する点検等の機会を活用して、操作員に対して平常時から操作の方法、安全確保に係る事項等の周知に努めるものとする。 3 第一項に規定する訓練等により、津波等の被害の防止又は操作員の安全確保のために必要があると認める場合は、本運用規程を変更するものとする。 (略) (略) (5) 沢渡川合流樋管の運用規程 (抜粋) (略) (施設の操作の訓練) 第5条 施設の操作の訓練の内容は、操作の確実性、迅速性の向上や、操作、退避ルールが実態に即したものとなっているかの検証に資する内容とし、具体的な内容は、想定事象（洪水時）を踏まえた訓練毎の実施計画によるものとする。 2 知事は、前項に規定する訓練や次条第一項に規定する点検等の	表記の修正
-----------------------------------	--	--	--------------

【碧南市水防計画 新旧対照表】

	機会を活用して、操作員に対して平常時から操作の方法、安全確保にかかる事項等の周知に努めるものとする。 (略)	機会を活用して、操作員に対して平常時から操作の方法、安全確保に係る事項等の周知に努めるものとする。 (略)																																																															
P60、62 第10章 第5節	1 水防工法 表…水防工法の種類 <table><tr><th>原因</th><th>工 法</th><th>施 工 箇 所</th><th>効 果</th><th>工 法 の 概 要</th></tr><tr><td></td><td colspan="4">(略)</td></tr><tr><td rowspan="5">亀裂</td><td>折り返し工</td><td>堤防上端（天端）に亀裂が生じた箇所。（粘土質堤防）</td><td>竹の弾力性を利用して亀裂の拡大を防ぐ。</td><td>上端(天端)の亀裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する。</td></tr><tr><td>打ち継ぎ工</td><td>堤防上端（天端）に亀裂が生じた箇所。（砂質堤防）</td><td>亀裂の拡大を防ぐ。</td><td>上端(天端)の亀裂をはさんで両肩付近に杭を打ち、鉄線で結束する。</td></tr><tr><td>五徳縫い工</td><td>堤防の居住側斜面（裏法）、または裏小段に亀裂が生じた箇所。</td><td>竹の弾力性を利用して亀裂の拡大を防ぐ。</td><td>居住側斜面（裏法面）の亀裂を竹で縫い崩落を防ぐ。</td></tr><tr><td>かご止め工</td><td>堤防の居住側斜面（裏法）、または裏小段に亀裂や崩れが起こりそうな箇所。</td><td>堤防の居住側斜面（裏法面）や裏小段の亀裂や崩壊を防ぐ。</td><td>居住側斜面（裏法面）に菱形形状に杭を打ち、竹又は鉄線で縫う。</td></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr></table> 2 水防活動中の心得	原因	工 法	施 工 箇 所	効 果	工 法 の 概 要		(略)				亀裂	折り返し工	堤防上端（天端）に亀裂が生じた箇所。（粘土質堤防）	竹の弾力性を利用して亀裂の拡大を防ぐ。	上端(天端)の亀裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する。	打ち継ぎ工	堤防上端（天端）に亀裂が生じた箇所。（砂質堤防）	亀裂の拡大を防ぐ。	上端(天端)の亀裂をはさんで両肩付近に杭を打ち、鉄線で結束する。	五徳縫い工	堤防の居住側斜面（裏法）、 または 裏小段に亀裂が生じた箇所。	竹の弾力性を利用して亀裂の拡大を防ぐ。	居住側斜面（裏法面）の亀裂を竹で縫い崩落を防ぐ。	かご止め工	堤防の居住側斜面（裏法）、 または 裏小段に亀裂や崩れが起こりそうな箇所。	堤防の居住側斜面（裏法面）や裏小段の亀裂や崩壊を防ぐ。	居住側斜面（裏法面）に菱形形状に杭を打ち、竹又は鉄線で縫う。	(略)				1 水防工法 表…水防工法の種類 <table><tr><th>原因</th><th>工 法</th><th>施 工 箇 所</th><th>効 果</th><th>工 法 の 概 要</th></tr><tr><td></td><td colspan="4">(略)</td></tr><tr><td rowspan="5">亀裂</td><td>折り返し工</td><td>堤防上端（天端）に亀裂が生じた箇所。（粘土質堤防）</td><td>竹の弾力性を利用して亀裂の拡大を防ぐ。</td><td>上端(天端)の亀裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する。</td></tr><tr><td>打ち継ぎ工</td><td>堤防上端（天端）に亀裂が生じた箇所。（砂質堤防）</td><td>亀裂の拡大を防ぐ。</td><td>上端(天端)の亀裂をはさんで両肩付近に杭を打ち、鉄線で結束する。</td></tr><tr><td>五徳縫い工</td><td>堤防の居住側斜面（裏法）、又は裏小段に亀裂が生じた箇所。</td><td>竹の弾力性を利用して亀裂の拡大を防ぐ。</td><td>居住側斜面（裏法面）の亀裂を竹で縫い崩落を防ぐ。</td></tr><tr><td>かご止め工</td><td>堤防の居住側斜面（裏法）、又は裏小段に亀裂や崩れが起こりそうな箇所。</td><td>堤防の居住側斜面（裏法面）や裏小段の亀裂や崩壊を防ぐ。</td><td>居住側斜面（裏法面）に菱形形状に杭を打ち、竹又は鉄線で縫う。</td></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr></table> 2 水防活動中の心得	原因	工 法	施 工 箇 所	効 果	工 法 の 概 要		(略)				亀裂	折り返し工	堤防上端（天端）に亀裂が生じた箇所。（粘土質堤防）	竹の弾力性を利用して亀裂の拡大を防ぐ。	上端(天端)の亀裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する。	打ち継ぎ工	堤防上端（天端）に亀裂が生じた箇所。（砂質堤防）	亀裂の拡大を防ぐ。	上端(天端)の亀裂をはさんで両肩付近に杭を打ち、鉄線で結束する。	五徳縫い工	堤防の居住側斜面（裏法）、 又は 裏小段に亀裂が生じた箇所。	竹の弾力性を利用して亀裂の拡大を防ぐ。	居住側斜面（裏法面）の亀裂を竹で縫い崩落を防ぐ。	かご止め工	堤防の居住側斜面（裏法）、 又は 裏小段に亀裂や崩れが起こりそうな箇所。	堤防の居住側斜面（裏法面）や裏小段の亀裂や崩壊を防ぐ。	居住側斜面（裏法面）に菱形形状に杭を打ち、竹又は鉄線で縫う。	(略)				表記の整理
原因	工 法	施 工 箇 所	効 果	工 法 の 概 要																																																													
	(略)																																																																
亀裂	折り返し工	堤防上端（天端）に亀裂が生じた箇所。（粘土質堤防）	竹の弾力性を利用して亀裂の拡大を防ぐ。	上端(天端)の亀裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する。																																																													
	打ち継ぎ工	堤防上端（天端）に亀裂が生じた箇所。（砂質堤防）	亀裂の拡大を防ぐ。	上端(天端)の亀裂をはさんで両肩付近に杭を打ち、鉄線で結束する。																																																													
	五徳縫い工	堤防の居住側斜面（裏法）、 または 裏小段に亀裂が生じた箇所。	竹の弾力性を利用して亀裂の拡大を防ぐ。	居住側斜面（裏法面）の亀裂を竹で縫い崩落を防ぐ。																																																													
	かご止め工	堤防の居住側斜面（裏法）、 または 裏小段に亀裂や崩れが起こりそうな箇所。	堤防の居住側斜面（裏法面）や裏小段の亀裂や崩壊を防ぐ。	居住側斜面（裏法面）に菱形形状に杭を打ち、竹又は鉄線で縫う。																																																													
	(略)																																																																
原因	工 法	施 工 箇 所	効 果	工 法 の 概 要																																																													
	(略)																																																																
亀裂	折り返し工	堤防上端（天端）に亀裂が生じた箇所。（粘土質堤防）	竹の弾力性を利用して亀裂の拡大を防ぐ。	上端(天端)の亀裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する。																																																													
	打ち継ぎ工	堤防上端（天端）に亀裂が生じた箇所。（砂質堤防）	亀裂の拡大を防ぐ。	上端(天端)の亀裂をはさんで両肩付近に杭を打ち、鉄線で結束する。																																																													
	五徳縫い工	堤防の居住側斜面（裏法）、 又は 裏小段に亀裂が生じた箇所。	竹の弾力性を利用して亀裂の拡大を防ぐ。	居住側斜面（裏法面）の亀裂を竹で縫い崩落を防ぐ。																																																													
	かご止め工	堤防の居住側斜面（裏法）、 又は 裏小段に亀裂や崩れが起こりそうな箇所。	堤防の居住側斜面（裏法面）や裏小段の亀裂や崩壊を防ぐ。	居住側斜面（裏法面）に菱形形状に杭を打ち、竹又は鉄線で縫う。																																																													
	(略)																																																																

【碧南市水防計画 新旧対照表】

	(略) (4) 命令および情報の伝達は、とくに迅速、正確、慎重を期し、みだりに人心を動揺させたり、いたずらに水防従事者を緊張によって疲れさせないように留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるよう心がけること。 (略)	(略) (4) 命令及び情報の伝達は、とくに迅速、正確、慎重を期し、みだりに人心を動揺させたり、いたずらに水防従事者を緊張によって疲れさせないように留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるよう心がけること。 (略)	
P. 63 第 10 章 第 6 節	3 避難所の設置 避難先は、直近で防災上安全な公共建物を優先利用するが、市地域防災計画で指定している避難所とする。(資料編-資料 1 0) また、水害時の緊急避難先として水害時避難場所(一時退避場所)を(資料編-資料 1 1)のとおり指定する。 避難の方法としては、避難者が自主的に避難することを原則とするが、要配慮者等自力で避難することができない場合は自主防災会、民生委員(追加)児童委員、地域支援者等の協力を得て避難するものとする。また、緊急を要する場合は、必要に応じて車両等を出動させるものとする。 (略)	3 避難所の設置 避難先は、直近で防災上安全な公共建物を優先利用するが、市地域防災計画で指定している避難所とする。(資料編-資料 1 0) また、水害時の緊急避難先として水害時避難場所(一時退避場所)を(資料編-資料 1 1)のとおり指定する。 避難の方法としては、避難者が自主的に避難することを原則とするが、要配慮者等自力で避難することができない場合は自主防災会、民生委員、児童委員、地域支援者等の協力を得て避難するものとする。また、緊急を要する場合は、必要に応じて車両等を出動させるものとする。 (略)	表記の整理
P. 63 第 10 章 第 7 節	1 洪水対応 (1) 浸水想定区域の指定状況 国土交通省及び愛知県は、洪水予報河川及び水位周知河川(追加)について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。(法第 1 4 条(追加))	1 洪水対応 (1) 浸水想定区域の指定状況 国土交通省及び愛知県は、洪水予報河川、水位周知河川その他の河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。(法第 1 4 条第 1 項・第 2 項)	県計画の記載に合わせ修正 (法改正に伴う変更)

【碧南市水防計画 新旧対照表】

	現在、碧南市に係る洪水予報河川及び水位周知河川（追加）に係る浸水想定区域図は次のとおりである。 矢作川浸水想定区域図 （平成２８年５月３１日公表：国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所） （２）浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のするための措置 洪水予報指定河川及び水位周知河川（追加）について、浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めることとなっている。 （略）	現在、碧南市に係る洪水予報河川、水位周知河川その他の河川に係る浸水想定区域図は次のとおりである。 矢作川浸水想定区域図 （平成２８年５月３１日公表：国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所） （２）浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のするための措置 洪水予報指定河川、水位周知河川その他の河川について、浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めることとなっている。 （略）	
P74 第 11 章 第 4 節	第四節 河川管理者の協力事項 指定水防管理団体が行う水防のための活動に、河川管理者の協力を得ることとして、当該指定水防管理団体の水防管理者が水防計画に河川管理者が協力する事項を記載するときは、水防法第３３条第４項で準用する第７条第３項により、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得ることとされている。 本水防計画においては、水防管理者が行う河川管理者（国土交通大臣および知事）との協議に資するため、河川管理者が協力を行うこととする事項は、以下のとおりとする。 （略）	第四節 河川管理者の協力事項 指定水防管理団体が行う水防のための活動に、河川管理者の協力を得ることとして、当該指定水防管理団体の水防管理者が水防計画に河川管理者が協力する事項を記載するときは、水防法第３３条第４項で準用する第７条第３項により、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得ることとされている。 本水防計画においては、水防管理者が行う河川管理者（国土交通大臣及び知事）との協議に資するため、河川管理者が協力を行うこととする事項は、以下のとおりとする。 （略）	表記の整理

【碧南市水防計画 新旧対照表】

P74 第 11 章 第 5 節	第五節 河川管理者からの情報提供（ホットライン） 洪水、高潮の際に、浸水が想定される区域を有する市町村長が行う避難指示等の発令の判断を支援するための情報提供の一環として、河川管理者が氾濫のおそれがあるときなどに、自ら市長本人へ直接情報を伝える仕組みを構築し、「ホットライン」運用要綱を定め、運用する。	第五節 河川管理者からの情報提供（ホットライン） 洪水、高潮の際に、浸水が想定される区域を有する市長が行う避難指示等の発令の判断を支援するための情報提供の一環として、河川管理者が氾濫のおそれがあるときなどに、自ら市長本人へ直接情報を伝える仕組みを構築し、「ホットライン」運用要綱を定め、運用する。	表記の整理
---------------------------------------	--	---	--------------